

議案第 89 号

長与町印鑑条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 12 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に基づき、所要の改正を行うもの。

長与町印鑑条例の一部を改正する条例

長与町印鑑条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第4条第1号中「記載」の次に「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

第6条第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

第11条中第3号を削り、第4号を同条第3号とし、第5号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。